

11/12～25は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です

11月12日から25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（11月25日は、女性に対する暴力撤廃国際日）と定められ、毎年世界中で啓発活動が行われています。

女性に対する暴力とは、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等にあたります。

女性に対する暴力の形態は、身体的な暴力だけでなく、生活費を渡さないなどの経済的な暴力、大声で怒鳴ったりする精神的な暴力、性的な暴力など様々です。また、最近では、中高生や大学生など若年層のカップル間で起こる暴力への懸念もあります。

こうした女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。一人ひとりが人間らしく、支え合って生きていけるよう、この機会に女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

○女性に対する暴力の専門相談窓口

各機関では、様々な女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。

相 談 内 容	相 談 機 関
配偶者等からの暴力に関する相談	茨城県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター） ☎029-221-4166 (月～金曜日9:00～21:00 土・日曜日、祝日9:00～17:00)
	NPO法人ウィメンズネット「らいず」 ☎029-222-5757 (水・金曜日10:00～16:00) ☎0294-36-5260 (月曜日13:00～16:00)
性犯罪被害に関する相談	茨城県警察本部 性犯罪被害相談「勇気の電話」 ☎029-301-0278 大宮警察署 ☎52-0110 (月～金曜日8:30～17:15)
職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談	厚生労働省 茨城労働局雇用均等室 ☎029-224-6288 (月～金曜日8:30～17:15)
犯罪等による被害の未然防止に関する相談	茨城県警察本部 県民安心センター ☎029-301-9110 または # (シャープ)9110 大宮警察署 ☎52-0110 (月～金曜日8:30～17:15)

問 内閣府男女共同参画局

H・P <http://www.gender.go.jp/>

本庁 市民協働課市民協働G ☎52-1111 内線126・127 FAX 53-5415

認知症サポーター養成講座のお知らせ

常陸大宮市南部地域包括支援センターでは、認知症について正しく理解してもらうため、認知症サポーター養成講座を開催します。

○日 時 12月7日(土) 15:00～17:00

○場 所 コミュニティカフェ「バンホフ」

○受講人数 20名

問 常陸大宮市南部地域包括支援センター

☎53-6810 FAX 53-6811

